

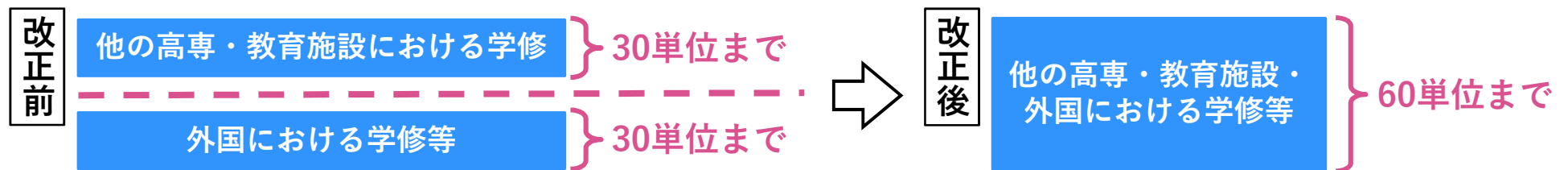
1. 改正の趣旨

- 高等専門学校（高専）は、5年一貫による専門的・実践的な技術者の育成機関として産業界から高い評価を得るとともに、アジアを中心に“KOSEN”として広がるなど、海外展開・国際化が進んでいる。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」においては、今後、大学との連携など高専教育の高度化、日本型高等専門学校制度の海外展開と一体的に我が国の高専教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要と指摘されている。
- こうした提言を踏まえ、高専における大学等との連携強化や留学の促進を図るため、高等専門学校設置基準等について所要の改正を図る。

2. 改正の内容

（1）高専以外の教育施設における学修の規定の弾力化

高専における他の大学等との連携及び留学等を促進するため、高専生が行う①他の高専における学修、②他の教育施設における学修、③外国における学修等について、高専が認定できる単位数の上限を緩和し、あわせて60単位までとする。



（2）履修証明プログラムへの単位認定

高専生の多様な学修等を促進するため、高専が開設する履修証明プログラム及び大学等の履修証明プログラムに係る学修について、高専における単位認定を可能とする。

3. 施行期日

公布の日（令和2年2月上旬メド）

改正後

改正前

<p>（他の高等専門学校における授業科目の履修）</p> <p>第十九条 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校で履修したところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）</p> <p>第二十条 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。</p> <p>2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第一項により当該高等専門学校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。</p> <p>（科目等履修生等）</p> <p>第二十一条 高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（第三項において「科目等履修生」という。）に対し、単位の修得を認定することができる。</p> <p>2 高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で学校教育法第二百二十三条において準用する同法第二百五条に規定する特別の課程を履修する者（次項において「特別</p>	<p>（他の高等専門学校における授業科目の履修）</p> <p>第十九条 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校で履修したところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）</p> <p>第二十条 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。</p> <p>2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は三十単位を超えないものとする。</p> <p>（科目等履修生等）</p> <p>第二十一条 高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（次項において「科目等履修生」という。）に対し、単位の修得を認定することができる。</p> <p>「項を加える。」</p>
---	--

<p>の課程履修生」という。)に対し、単位の修得を認定することができる。</p> <p>3 高等専門学校は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第六条及び第二十四条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>4 「略」</p>	<p>2 高等専門学校は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第六条及び第二十四条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>3 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第一百零四条第三項、第六百六十四条から第六十六条まで並びに第六百六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六百六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第一百二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無」とあるのは「高等専門学校設置基準第二十一条第二項の規定による単位の修得の認定の有無」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第一百二十三条において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第一百零四条第三項、第六百六十四条から第六十六条まで並びに第六百六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六百六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第一百二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制」とあるのは「実施体制」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第一百二十三条において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>一 大学の専攻科又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修</p> <p>二 高等専門学校の専攻科又は学校教育法第百二十三条において準用する同法第五十五条に規定する高等専門学校が編成する特別の課程における学修</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものである又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第五十五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>	<p>一 大学又は短期大学の専攻科における学修</p> <p>二 高等専門学校の専攻科における学修</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>

参照条文

1. 自校以外の教育施設等における学修関係

① 高等専門学校

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第十章 高等専門学校

第一百七十六条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

◎高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第十九条 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校の定めるところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

第二十条 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。

3 第一項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は三十単位を超えないものとする。

② 大学

◎大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができ

る。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

③ 短期大学

◎短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）（抄）

（他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第十五条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えないものとする。

2. 履修証明プログラム関係

◎学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第百五条から第七条まで、第九十九条（第三項を除く。）及び第一百条から第一百三十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 略

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第九章 大学

第百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2・3 略

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6・7 略

第百七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第百四条第三項、第百六十四条から第百六十六条まで並びに第百六十九条から第七十二条の二までの規定は、

高等専門学校に準用する。この場合において、第百六十四条第一項中「第五条」とあるのは「第二十三条において準用する第五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制」とあるのは「実施体制」と、同条第六項中「第五条」とあるのは「第二十三条において準用する第五条」と読み替えるものとする。

◎高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により、高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）（抄）

高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第二十条第一項の規定により、高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

- 一 大学又は短期大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の専攻科における学修
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成十二年文部省令第二十五号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和四十二年文部省告示第二百三十七号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 六 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等専門学校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

◎大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）（抄）

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十条第一項の規定により、

大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

- 一 大学の専攻科又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 三 高等専門学校の課程（学校教育法第二百二十三条において準用する同法第五条に規定する特別の課程を含む。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第三百三十三条において準用する同法第五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五～十一 略

◎短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）（抄）

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

- 一 大学の専攻科又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 三 高等専門学校の課程（学校教育法第二百二十三条において準用する同法第五条に規定する特別の課程を含む。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第三百三十三条において準用する同法第五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五～十一 略

高等専門学校設置基準の一部を改正する省令案等に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年11月16日（土）～令和元年12月16日（月）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：7件（個人6件（2名）、不明1件）

3. 主な意見の概要

- 単位の問題で長期留学に踏み出せない高専生はたくさんいる。グローバルな技術者の育成を目指す高専では今回の改正は需要があり、長期留学生の増加のきっかけになることを期待する。
- 良い。

改正案① 「高等専門学校以外の教育施設等における学修等」の規定の弾力化

中央教育審議会大学分
科会(第150回)配布資料
令和元年9月18日

- ◆大学においては、他の大学における学修、大学以外の教育施設における学修、海外の大学における学修の単位認定は、全てを合わせて60単位となっており、柔軟な取扱いが可能となっている。
- ◆一方で、高等専門学校においては、他の高専における学修と高専以外の教育施設等における学修で30単位、外国における学修で30単位と分割して規定されており、長期留学への参加など、学生の状況に応じた柔軟な対応が困難な状況
- ◆今後、留学の促進や、大学との連携強化を図るためにも、柔軟な対応を可能とする単位認定の弾力化が必須。

高等専門学校の現状

	卒業に必要な 単位数 (a)	他の高専における学修の認 定単位数	高専以外の教育施設等にお ける学修等	外国における学修 の認定単位数 (b)
高等専門学校	167単位以上 (高専設置基準18条)	30単位を超えない範囲 (高専設置基準第19条、20条第1項及び2項)		30単位を超えない範囲 (高専設置基準20条第3項)

改正のイメージ

	卒業に必要な 単位数 (a)	他の高専における学修の認 定単位数	高専以外の教育施設等にお ける学修等	外国における学修 の認定単位数 (b)
高等専門学校	167単位以上 (高専設置基準18条)	60単位を超えない範囲		

大学の現状

	卒業に必要な 単位数 (a)	他の大学等における 学修の認定単位数	大学以外の教育施設等にお ける学修等	外国における学修 の認定単位数 (b)
大学	124単位以上 (大学設置基準32条)	60単位を超えない範囲 (大学設置基準28条～30条)		
短期大学 (修業年限2年)	62単位以上 (短期大学設置基準18条)	30単位を超えない範囲 (短大設置基準14条～15条)		

改正案② 履修証明プログラムへの単位付与

中央教育審議会大学分
科会(第150回)配布資料
令和元年9月18日

- ◆ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を踏まえ、リカレント教育を促進するため、本年8月の省令改正により大学において講じた履修証明プログラムへの単位付与について、高等専門学校においても可能とする。

（参考1）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（答申）（履修証明プログラムの単位付与関係）

1. 多様な学生

＜具体的な方策＞

リカレント教育の充実

- （略）あわせて、一定の条件の下で、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げや、複数の高等教育機関間で単位を積み重ねる単位累積加算等に活用できるよう必要な制度改正を行う。

（参考2）学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年8月13日公布・施行）

（履修証明プログラムの単位付与関係）

- ✓ 大学が開設する履修証明プログラムを履修する者（特別の課程履修生）に対し、大学の定めるところにより、プログラムそのものに係る単位授与を可能とする（大学設置基準第31条第2項～第4項※）
- ✓ 大学入学前の既修得単位の認定の対象として、入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位を追加
(大学設置基準第30条第1項※)
- ✓ 大学の学生が他の大学等で履修した履修証明プログラムに係る学修について、大学が教育上有益と認めるときは、単位授与を可能とする（平成3年文部省告示第68号第1号～第4号及び平成3年文部省告示第69号第1号～第4号関係）
- ✓ 履修証明プログラムについて大学等が公表すべき事項として、当該プログラムの「単位の授与の有無」及び「実施体制」を追加（学校教育法施行規則第164条第5項関係）
*「他の大学等」には専門課程を置く専修学校と高等専門学校を含む。



履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させるとともに、社会的認知・評価の向上を図ることにより、リカレント教育を促進

国立高等専門学校の高度化・国際化

令和2年度予算額(案) 627.3億円 ※
(令和元年度予算額 625.6億円)



※高等教育の修学支援新制度の授業料減免分(内閣府計上)の4億円を含む

- 概要**
- ◇我が国が直面する社会変革に対応できる人材や、地域に求められる人材を育成するため、**高等専門学校の高度化**に資する取組を重点的に支援する。
 - ◇産業界はもとより、諸外国からも注目されている、**日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)の海外展開と国際化を一体的に推進**するとともに、**国際的な教育モデルを確立**する。

1. 高等専門学校の高度化 18億円(8億円)

サイバーセキュリティ等の社会ニーズが高い知識を習得した人材の育成を推進しつつ、社会課題の解決に資する人材の育成を進めるため、以下の取組を新たに実施。

- **高専発!「Society5.0型未来技術人材」の育成に向けた体制の構築**
 - ・地域密着型・課題解決型・社会実装型など従来型の高専としての特長を活かしつつ、**AIと他分野を融合**して活用できるなど、Society5.0時代の中核となる人材を育成する、**オール国立高専及び広範な企業・自治体・大学等との全国規模の連携体制の構築**を推進。
- **各高専のニーズに応じた機動的な取組の推進**
 - ・1法人=51高専という組織特性を活かしたイニシアティブを発揮しつつ、それに加えて**各高専のニーズに応じた機動的な取組**をこれまで以上に推進するため、高専高度化推進経費を拡充。

2. 日本型高専教育制度(KOSEN)の海外展開と国際化の一体的推進 9億円(8億円)

- **高専教育制度(KOSEN)の海外展開**
 - ・重点3カ国(モンゴル・タイ・ベトナム)における**高専教育の導入(教員研修、カリキュラム・教材開発等)**を支援する取組を推進。
- **KOSENの国際標準化**
 - ・**教材開発、教員育成、学生支援及び学校運営ノウハウの基本パッケージを作成**するなど、国際的な教育モデルを確立し、**国際的な質保証を目指す**取組を継続的に支援。
- **海外で活躍できる技術者の育成**
 - ・**中学英語から技術者英語への円滑な移行**を図るとともに、**海外インターンシップ等、学生の海外活動を後押し**する取組を重点的に支援。

3. 技術者教育の基盤となる学修環境の整備 3億円(3億円)

※このほか令和元年度補正予算額(案) 43億円

- **学修環境の基盤となる設備の整備**
 - ・老朽化施設の集中的かつ抜本的な改善に合わせて、**老朽化した教育設備や、高専教育の高度化に資する教育設備**の更新・整備を集中的に実施。

※施設整備については別途、国立大学法人等施設整備費補助金において計上

成果、事業を実施して、期待される効果

- ✓ **高専教育の質保証、社会的ニーズが高い分野の人材を育成**など、高専教育の高度化を推進。
- ✓ **各高専が有する強み・特色の強化や、各高専のニーズを踏まえたきめ細やかな学生支援を実施**。
- ✓ 全国高専の技術シーズを活かし、**地域課題の解決に貢献できる仕組みを構築**するとともに、高専における**社会実装教育の方法を確立**。
- ✓ **日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)の海外への普及・展開**とともに、**海外で活躍できる技術者育成を両立**。
- ✓ **老朽化設備の改善や先端設備の導入**による、**技術者教育の基盤を整備**。